

様式第3号（第13条関係）

会議録

会議の名称	令和8年度第1回朝霞市情報公開・個人情報保護審議会	
開催日時	令和8年5月28日（木） 午前10時00分から午前10時37分まで	
開催場所	朝霞市役所 別館5階 大会議室（奥）	
出席者の職・氏名	審議会委員9名（丸山会長、関畑副会長、獅子倉委員、福川委員、高橋（岳）委員、上原委員、小野寺委員、高橋（優）委員、野間委員） 事務局職員4名（鈴木市政情報課長、佐藤市政情報課長補佐、實代市政情報係長、小曽根市政情報係主任）	
欠席者の職・氏名	委員1名（山田委員）	
議題	（1）新規・変更事業の報告について （2）令和7年度情報公開制度・個人情報保護制度運用状況の報告について （3）令和7年度職員への研修に関する報告について （4）令和7年度委託に関する報告について （5）令和7年度個人情報保護委員会への漏えい等の報告について （6）その他	
会議資料	・次第 ・資料1 個人情報取扱管理簿届出書 ・資料2 令和7年度情報公開制度・個人情報保護制度運用状況報告書 ・資料3 令和7年度 職員への研修状況 ・資料4 令和7年度 委託に関する報告について ・資料5 令和7年度 個人情報保護委員会への漏えい等の報告 ・資料6 個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律案（概要）	
会議録の作成方針	☒ 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録	
	☐ 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録	
	☐ 要点記録	
	☐ 電磁的記録での保管（保存年限 年）	
	電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間	☒ 会議録の確認後消去 ☐ 会議録の確認後 か月
	会議録の確認方法 委員全員による確認	
傍聴者の数	0人	
その他の必要事項	なし	

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

◎1 開会

○丸山会長

皆さん、おはようございます。

定刻になりましたので、皆さんにお諮りしたいことがございます。

現時点で傍聴者の方がいらっしゃる場合は、会議前にあらかじめ御入室いただこうかと思いますが、よろしいでしょうか。

本日、傍聴者はいらっしゃいますか。

○事務局・小曾根主任

いらっしゃいません。

○丸山会長

分かりました。

現在、いらっしゃらないとのことですが、今後、傍聴者が来た場合は、随時入室していただきますので御了承ください。

それでは、定刻となりましたので、令和8年度第1回朝霞市情報公開・個人情報保護審議会を開会させていただきます。

まず、審議に入る前に事務局から報告事項があるとのことなので、お願いいたします。

○事務局・鈴木課長

審議に先立ちまして、事務局から御報告申し上げます。

本会議は、委員の過半数を満たす委員が出席しておりますので、朝霞市情報公開・個人情報保護審議会条例第5条第2項の規定に基づき、会議が成立いたしますことを御報告申し上げます。

なお、本日、山田委員から事前に欠席の御連絡を頂いております。

ここで、大変残念なお知らせであります。市内の公共的団体代表者の選出委員として、本審議会に御出席いただきました山内善四郎様が、昨年12月22日に御逝去されました。これまでの御健闘に深く感謝申し上げるとともに、心より御冥福お祈りいたします。

次に、続きまして、新たに委員なられた方を御紹介します。

まず、山内善四郎様の後任といたしまして、高橋岳生様が委員となりました。また、議会選出委員でありました本田麻希子議員、渡部竜二議員に代わりまして、新たに獅子倉晴樹議員、福川鷹子議員が委員となりました。

恐れ入りますが、席の順番で福川委員、獅子倉委員、高橋岳生委員の順で御挨拶をお願いしたいと存じます。

それでは、福川委員から、御起立の上お願いいたします。

○福川委員

この度、市議会からまいりました福川でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○事務局・鈴木課長

次に、獅子倉委員、お願いいたします。

○獅子倉委員

市議会議員をしております、獅子倉です。よろしくお願い申し上げます。

○事務局・鈴木課長

高橋委員、お願いいたします。

○高橋（岳）委員

皆さん、こんにちは。今回から、審議会の委員として参加することになりました。よろしくお願い申し上げます。今現在は、自治会連合会の副会長をしております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○事務局・鈴木課長

ありがとうございました。

また、事務局につきましても4月1日付けで本市の人事異動がありましたので、挨拶させていただきます。

○事務局・佐藤課長補佐

課長補佐の佐藤です。よろしくお願いします。

○事務局・實代係長

辻の後任になります、市政情報係長の實代と申します。よろしくお願い申し上げます。

○事務局・鈴木課長

報告は、以上でございます。

◎2 配付資料の説明

○丸山会長

それでは、次に配付資料の確認と本日の予定について、事務局から御説明をお願いいたします。

○事務局・佐藤課長補佐

まず、配付資料の確認をさせていただきます。

委員の皆様へ、事前にお送りしました会議資料となっております。次第、資料1から6を事前に送付してございます。

資料につきまして、不足等ございましたら、お声掛けいただければと思います。

次に、本日の予定について御説明いたします。

会議次第の「3 議題」を御覧ください。

「(1) 新規・変更事業の報告について」から「(6) その他」となっております。その後、会議次第の「4 事務連絡」となっております。

最後に、本日の審議会において、会議録作成のため、御発言される際には、お名前を先におっしゃっていただきまして御発言をお願いいたします。

配付資料と本日の予定については、以上になります。

それでは、丸山会長に議事の進行をお願いいたします。

◎3 議題 (1) 新規・変更事業の報告について

○丸山会長

それでは、議題の審議に入りたいと思いますので、議事の進行に御協力をお願いいたします。

まず、議題の(1)「新規・変更事業の報告について」、事務局から御説明をお願いします。

○事務局・小曾根主任

資料1を御覧ください。

個人情報取扱管理簿について、提出された届出書をまとめたものです。

まず、新規分から報告します。

1ページ、「朝霞市食料品価格高騰対策等支援金給付事業」は、令和8年1月1日時点で、市に住民登録をしている全市民に、「食料品価格高騰対策等支援金」を支給するため、個人情報を収集するものです。

続きまして、3ページを御覧ください。

「物価高対応子育て応援手当支給事業」は、0歳から高校生までの対象児童の保護者等に対し、1人当たり2万円を支給するため、個人情報を収集するものです。

次に、4ページを御覧ください。

「子ども・子育て支援事業」は、こども誰でも通園制度の開始に当たり、実施施設の認可・確認を行うため、施設職員の氏名等を収集するものです。

続きまして、その下の「保育園運営事業」は、こちらも、こども誰でも通園制度の開始に伴うもので、保護者から認定申請を受け付ける際に氏名等を収集するものです。

5ページを御覧ください。

「住宅政策事業」は、住宅修繕対応事業者の紹介を希望する方から氏名等を収集し、協定先の事業者団体に提供するものです。

その次も、「住宅政策事業」になりまして、こちらは、住宅建築相談の予約受付時に申込者の氏名

等を収集し、協定先に提供するものです。

6 ページを御覧ください。変更分について報告します。

「放課後児童クラブ運営事業」は、保育業務支援システムを使い、保護者への連絡、保護者からの連絡、児童の入退室管理、児童の健康管理等を行うため、個人情報収集するものです。

「新規・変更事業の報告」については、以上でございます。

○丸山会長

ただいまの「新規・変更事業の報告」について、何か質問等はございますでしょうか。

では、福川委員、お願いいたします。

○福川委員

4 ページにあります、「保育園運営事業」のことで、お聴きしたいと思います。

今年の4月から、誰でも保育園に預けることができるようになった。今までは、仕事をしていないと駄目だったり、あと、おじいちゃん、おばあちゃんが家にいらしたら、その人に見てもらえるでしょうといった時代があったのですが、親にとってもほっとできるといいますか、苦しんでいるときに面倒を見てもらえるところがあるのは、とても有り難いことで、子育てしやすくなっていると思うのですが、4月から開始したこの制度の利用者はいるのでしょうか。

○事務局・實代係長

すみません。こちらでは、人数までは把握はできていないのですが、保育園の申請は、事前に登録が必要らしいのですが、この登録は、事前にはいくつか入っているそうです。なので、全くないというわけではなさそうです。

○丸山会長

そのほか、ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

◎3 議題 (2) 令和7年度情報公開制度・個人情報保護制度運用状況報告について

○丸山会長

では、次に議題の(2)「令和7年度情報公開制度・個人情報保護制度運用状況報告について」、事務局から報告をお願いいたします。

○事務局・小曾根主任

では、資料2を御覧ください。

情報公開制度・個人情報保護制度の運用状況について御説明します。

令和7年度に行われた「公文書公開請求」や「保有個人情報開示請求」などの受付件数などについて、御報告します。

最初に、「公文書公開請求」の受付件数及び決定の状況です。

市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会が実施機関となる請求が合計で21件あり、対象となる公文書は、64文書でした。

内訳は、公開が19文書、部分公開が27文書、非公開が4文書、取下げが14文書でした。

請求件数について、令和6年度は24件でしたので、13%程度減少しました。

続きまして、自分の情報が記載された公文書の開示を求める「保有個人情報開示請求」の受付件数及び決定の状況です。

市長が実施機関となる請求が25件あり、対象となる公文書は、28文書でした。

内訳は、開示が7文書、部分開示が14文書、不開示のうち不存在が4文書、存否応答拒否が1文書でした。

存否応答拒否について御説明しますと、存否応答拒否とは、請求を受けた文書があること、ないことを明らかにするだけで誰かの権利利益を侵害する場合に、文書があるともないとも言わない決定になります。

今回の開示請求の概要は、開示請求者に関する文書について、ある特定の人から不開示とするように出されている申出書を見たいという内容でした。特定の人が申出書を出したかどうか自体を明らかにできないため、存否応答拒否の決定をしたものになります。

令和7年度の請求件数については25件ということで、令和6年度は28件でしたので、11%程度減少しました。

また、訂正請求等は、ありませんでした。

情報公開制度・個人情報保護制度の運用状況の報告は、以上です。

○丸山会長

ただいまの、「令和7年度情報公開制度・個人情報保護制度運用状況報告」について、何か質問等がございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

◎3 議題 (3) 令和7年度職員への研修に関する報告について

○丸山会長

次に、議題(3)「令和7年度職員への研修に関する報告について」、事務局から御報告をお願いいたします。

○事務局・小曾根主任

資料3を御覧ください。

「情報公開制度・個人情報保護制度」について、令和7年度に職員に対して実施した研修につい

て御説明します。

まず、新規採用職員に対して、4月と7月に研修を行いました。新規採用職員に対する研修の科目として「情報公開制度・個人情報保護制度」が入っており、毎年研修を行っています。

また、毎年5月に庁内全体に対して「情報公開制度・個人情報保護制度」研修を行っており、所属長、保護担当者と実務を束ねる係長級の職員、希望者を対象として、動画視聴形式で研修を行いました。

同時期に、「情報セキュリティ共通実施手順（業務情報編）」研修の動画配信も実施いたしました。こちらの研修対象者は、「情報公開制度・個人情報保護制度」研修とほぼ同様ですが、マイナンバーを取り扱う職員も対象としています。

5月には、入庁2年目の職員を対象にして、グループワークを取り入れて研修を実施しました。

1月には、令和7年度に主任級に昇格した職員を対象として、職員課の階層別研修において市政情報課職員が情報公開・個人情報保護に関する講義を行いました。

令和7年度、職員への研修に関する報告は、以上です。

○丸山会長

ただいまの、「令和7年度職員への研修に関する報告」について、委員の皆様から、何か質問等ございますでしょうか。

野間委員、お願いいたします。

○野間委員

野間です。本日は、ありがとうございます。お疲れ様です。

質問ですけれども、この研修の参加者数は分かるのですが、それが大体どれぐらいの比率であるとか、前年に対してどれぐらい増えているのか、減っているのかとか、意識を確かめる上でも自身、比率とかいうのは大事なのではないかなと思うのですが、いかがでしょうか。

○事務局・寶代係長

まず、上から順に「新規採用職員研修」、次の、5月に行われる「個人情報保護制度研修」、1個飛びまして、7月に行われました「新規採用職員研修」、令和8年の1月の「主任級研修」、こちらの四つに関しましては、階層別研修と申しまして、その年に主任になった方や新しく採用された職員を対象にしていますので、基本的には、職員課がまとめてほかの研修も実施しているのですが、その一つのメニューとして実施させていただいていますので、全員参加で必ず受けていただくようなものになっています。

真ん中二つの、「情報公開制度・個人情報保護制度研修会」と「情報セキュリティ共通実施手順（業務情報編）研修会」の動画の配信に関しましては、こちらにあるとおりなのですが、基本的には、必ず受けていただく方に関しては受けていただいております、あとは希望する方という形で

受けてはいただいているのですが、この動画配信に関しては、令和6年度から始まっておりまして、まず、上の「情報公開制度・個人情報保護制度研修会」が、令和6年度が224人だったところ、令和7年度が266人という形で増加しております。下の「情報セキュリティ共通実施手順（業務情報編）研修会」の方が、令和6年度が283人で、今年度は329人ということで、増加の傾向にある状況でございます。

○野間委員

ありがとうございます。

○丸山会長

よろしいでしょうか。

ほかに、ございますでしょうか。

○高橋（岳）委員

恐れ入ります。高橋ですが、この動画視聴者の数ですが、動画そのものは、1人1回なのでしょうか。例えば見たいときに、複数回見ているということはあるのでしょうか。

○事務局・實代係長

動画自体については、いつでも見られる状態になっておりまして、例えば10分とか20分ぐらいで終わるのですが、例えば10分で業務が急に入ってしまったで一時的に抜けてということで、もう1回見直したりということもできます。なので、1回全部見ていただいた方の報告は頂いているのですが、1回見ただけではちょっと分からないなということで、もう1回見てということは、できるようにしてあります。

○高橋（岳）委員

分かりました。

○丸山会長

よろしいでしょうか。

ほかに、ございますでしょうか。

関畑委員、お願いします。

○関畑委員

すみません。関畑です。

先ほどの質問と重複してしまうかもしれないのですが、動画視聴に関しまして、対象者数と参加者数というのは、イコールになっているのかというところと。

もう一つが、動画を見るというのは、閲覧履歴が残るわけなのですが、ただ流している可能性もあると。そういった場合、確認テストみたいなものが最後に用意されているのかというところですね。この2点、お教えいただければと思います。

○事務局・實代係長

まず、対象者数と参加者数の部分ですけれども、対象者というのは、なかなか割り出せないというところなのですが、個人情報を取っている職員の方々が対象にはなるかと思うのですが、会計年度任用職員で個人情報を扱わない仕事をしている方も、もしかしたらいらっしゃるかもしれないので、基本的には全職員とは考えているのですが、中には、そういった個人情報から離れた業務だけをやっている方というのもいらっしゃると思うんですね。なので、対象者が何人というのは、私たちも割り出しづらいところがありまして、その部分がイコールになるかと言われると、そこはイコールではないというところがあります。

確認テストですが、今の動画の中では、正直そこまではやっておりませんで、管理者、所属長なり担当者なりが、責任を持って見ていただくのを確認いただくというところまでしかやっておりません。

○関畑委員

承知いたしました。

○丸山会長

よろしいでしょうか。

ほかに、ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

◎3 議題 (4) 令和7年度委託に関する報告について

○丸山会長

では、次に議題の(4)「令和7年度委託に関する報告について」、事務局から報告をお願いいたします。

○事務局・實代係長

資料4を御覧ください。

令和7年度における個人情報を取り扱う業務委託の状況は、次のとおりです。

まず、「①業務委託全般」については、個人情報を取り扱う業務を委託した部署数は32部署、個人情報を取り扱う業務を委託した事業数は、再委託や再々委託等も含めて205件あり、委託事業者数は318事業者でした。

次に、「②事業者に対する検査」につきましては、全318事業者のうち、市職員が現地で行った実地検査が57事業者、郵送等で行った書面検査が242事業者、個人情報の取扱いに関する特記事項の様式以外の業務日誌等の提出等によるその他の確認が19事業者となっております。

最後に、「③事業者のプライバシーマーク等の取得状況」ですが、全318事業者のうち、個人情報を適切に取り扱っていると評価された事業者が使用できるマークである「プライバシーマーク

（Pマーク）」のみ取得している事業者については、42事業者でした。情報の漏えいや改ざん等を防ぐ体系的な仕組みである「I SMS 認証（ISO27001）」のみ取得している事業者については、6事業者でした。プライバシーマーク・I SMS 認証の両方を取得している事業は63事業者で、取得なしが207事業者でした。

本市では、Pマーク等の取得の有無に関わらず、個人情報を取り扱う業務の委託等を行う際には、個人情報保護法等に基づき、適切な管理体制が整備されている事業者であること等を確認するため、契約前に、チェックリスト、「個人情報の取扱いに関するチェックリスト」というのがございますが、そちらを活用していただいて、事業者の安全管理措置の事前確認を行った上で、契約を締結するよう周知してございます。

なお、個人情報取扱状況確認の点検結果が「否（適切ではない）」となった業務について調査を行いました。該当の方はございませんでした。

「令和7年度委託に関する報告について」は、以上です。

○丸山会長

ただいまの「令和7年度委託に関する報告について」、委員の皆様から何か質問等はございますでしょうか。

高橋委員。

○高橋（優）委員

2点質問がありまして、一つは、「②事業者に対する検査」で、検査方法、実地と書面があるかと思うのですが、どういうものを実地にして、どういうものを書面にするのか、この辺の判断基準をお伺いできればと思います。

もう1点が、「個人情報取扱状況の確認書」をチェックされているかと思うのですが、これは、どういった項目をチェックしているのか、項目数とか、その辺りをお伺いできればと思います。お願いします。

○丸山会長

事務局、お願いします。

○事務局・實代係長

まず、書面検査ですけれども、去年は私たちも実際に行ってきました。現地で見えていただいた方がいいと思うのですが、委託も言い方があれですが、大小ございまして、本当に小さいものと、数千円規模の委託を何十事業者にも委託している部署もございます。そういった部署ですと、1個1個全部行くというのは、なかなか難しいというところで、書面検査でやっていただいているというところもございます。部署によっては、何十も委託している中で、順番に二、三個は行って、あとは書面でといった形で順番でやっていたりというのは、聞いたことがあります。そういっ

たやり方で、申し訳ないのですが、各部署で委託の内容に応じて、やっただいていてというの
が実情でございます。

もう一つに関してなのですが、すみません。今その書類を探しているのですが、基本的には、個人
情報保護委員会とかでも示されているような事項に関して、その項目を盛り込んだものやっ
ています。例えばマニュアルがあって、それにのっとしてやっただいていてとか、職員の研修
等を行っているとか、そういった事項を盛り込んだものをこちらで作成して、確認していただ
いているというところになります。

申し訳ございません。資料を準備できていればと思うのですが、今後もし、資料が必要であ
れば、こちらの方で準備させていただきます。申し訳ございません。

○高橋（優）委員

状況について理解しました。ありがとうございます。

○丸山会長

それでは、私から。

最後の件ですが、基本的には、このプライバシーマークとかを取得していない事業者に対して
は、契約をする前にセルフチェックをお願いしているという理解で大丈夫ですか。

○事務局・實代係長

はい、そうですね。書類の方を頂いて、ないにしろ、こういったことできちんと遵守してい
ますよということを確認した上で契約を頂いております。

○丸山会長

ありがとうございます。

ほかに、ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

◎3 議題 （5）令和7年度個人情報保護委員会への漏えい等の報告について

○丸山会長

次に、議題の（5）「令和7年度個人情報保護委員会への漏えい等の報告について」、事務局から
御報告をお願いいたします。

○事務局・實代係長

資料5を御覧ください。

令和5年度から、個人情報保護法に基づき、保有個人情報の誤交付、盗難、不正アクセス等の
「漏えい」、誤廃棄、紛失等の「滅失」、改ざん等の「毀損」が生じた場合、国の機関である個人情
報保護委員会への報告が義務化されたもので、令和7年度は2件の報告案件がございました。

内容については、2件とも保育課の事案となりますが、まず、1件目は、公設保育園で起きた事案となりまして、給食でアレルギー除去が必要な児童の保護者に渡される個別対応献立表というものがあつたのですが、そちらをウォールポケットという、壁にいろいろポケットが付いたものがありまして、そこに手紙を入れていくようなものがあるのですが、そこに職員が配付する際、1人については、別の保護者に配付、もう1人については、紛失してしまったというものです。

氏名とアレルギーの有無が分かる項目の漏えいというのは、要配慮個人情報の漏えいの事案となりますので、件数が少なくとも報告が必要なため、個人情報保護委員会に令和7年9月22日に確報を行っております。

漏えい対象者への対応ですが、保育課でそれぞれの保護者に電話で謝罪しておりまして、今後の対策として、個人情報に該当する書類等は、先ほど申しましたウォールポケットを通じてではなく、直接手渡しをするか、児童個人のかばん等に入れて受け渡すことにしたということです。

次に2件目ですが、保育園等に在籍している児童の保護者が、毎年度現況確認として現在の状況等を市に提出する手続があるのですが、その手続を令和7年度からマイナポータル上の「ぴったりサービス」というものを用いて電子申請での受付を開始したところ、職員の操作ミスにより一部データの保存ができず、消失してしまったというものです。

この現況確認の書類には、障害の有無や病状を記した書類も含まれておりまして、要配慮個人情報の滅失の事案とともに、あと件数が100件を超える事案に当たりましたので、個人情報保護委員会に令和7年12月5日に確報を行っております。

こちらの対応ですが、保育課で保護者に電話で謝罪をしておりまして、今後の対策としては、申請履歴と取得データを都度確認し、複数の目でチェックすることにしたとのこととです。

こちらの2件以外で、個人情報保護委員会への報告該当事案以外の漏えい等事案については、資料裏面に「参考」という形で記載しているとおりとなっております。

これらの事案につきましては、職務の執行に当たつての法令遵守の確保や情報の適正な保存及び管理について定めた「朝霞市の内部統制に関する基本方針」に基づき、令和7年度の朝霞市内部統制運用状況報告書において公表予定となっております。

市政情報課としては、引き続き周知啓発に努めるとともに、危機意識を持って業務に臨めるよう、改めて研修等で職員の方に伝えてまいりたいと考えております。

令和7年度個人情報保護委員会への漏えい等の報告については、以上です。

○丸山会長

ただいまの「令和7年度個人情報保護委員会への漏えい等の報告について」、委員の皆様から何か質問等はございますでしょうか。

野間委員、お願いします。

○野間委員

野間です。二つお願いします。

1 点目、すみません、私の方で確認をしてくればよかったのですが、今回のこの2件のうちの上の①は、前回もあったものと同じと解釈してよろしいですか。

○事務局・實代係長

そうですね。ちょうど前回11月ぐらいでしたか、その前にあった事案だったので、そこで紹介させていただいた事案になります。

○野間委員

そうですね。もう1回起きたというわけではないですね。

○事務局・實代係長

そうですね。

○野間委員

分かりました。

もう1点は、研修等々をやっているらしいですし、年度によってこういう事案の発生件数というのはいろいろ変わるとは思うのですが、少しずつ減少傾向にあるのか、それが研修によってある程度は是正されているのか、その辺りについて御意見を頂ければと思います。

○事務局・實代係長

去年が、1件だけだったんですね。今年は、2件という形で。個人情報保護委員会への報告件数は1件増えているような状況ではあるのですが、それ以外も、裏面の「参考」の部分も去年は4件だったのが、今年は11件という形で、増えていつてしまっているというのはございます。ただ、私も4月に異動してきたのですが、今年度はまだ0件、今年1月から3月を合わせても0件という形になっています。今のところ、今年に入ってから1件もないというふうな状況にはなっております。

先ほど触れました研修の部分でですね、これらの事案に関しては、各研修の方でも紹介させていただいています。こういった事案があるので、皆さん気を付けてくださいということで、こちらの方で啓発等はさせていただいて、今後の防止に努められればと考えております。

以上です。

○丸山会長

ありがとうございました。

そのほか、ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

◎3 議題 (6) その他

○丸山会長

では、次に議題(6)「その他」について、事務局から報告をお願いいたします。

○事務局・實代係長

その他の事項について、私、實代の方から2点ほどお伝えしたいと思います。

まず、1点目ですが、今年度、個人情報保護委員会による立入検査というものが朝霞市に対して行われる予定になっております。こちらは、全国を対象とした調査となるのですが、昨年度は、埼玉県内では狭山市などに調査が行われたようです。今年度は、朝霞市に対して行われるということで、予定としては、令和8年7月23日に立入検査が予定されております。

検査対象となる部署としましては、情報セキュリティの担当課となる私たち市政情報課と、デジタル部門はデジタル推進課、住民基本台帳に関する事務を所管する総合窓口課、個人住民税の賦課に関する事務を所管する課税課が該当となっております。質問事項がちょうど今来ているところなのですが、ちょっと多岐にわたっております。組織としての体制ですとか、研修や監査の状況、委託している契約の内容など、かなりボリュームのある調査となっております。

立入検査当日は、事前にこちらから回答した質問事項に基づいて、ヒアリングですとか現地確認等を行う予定となっております。立入検査終了後においても、改善状況の確認など、個人情報保護委員会と引き続き、やり取りが行われる予定となっております。

結果の方がまとまりましたら、こちらの情報公開・個人情報保護審議会委員の皆様にも報告をする予定ですので、改選もあってメンバーが替わってしまうかもしれないのですが、その際はよろしくをお願いいたします。

1点目の個人情報保護委員会による実地調査に関することは、以上となります。

次に、2点目になります。資料6を御覧ください。

こちらは、「個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律案」が、令和8年4月7日に閣議決定されまして、その概要となる資料となります。

この法律案は、デジタル技術の急速な進展に伴い、個人情報を含むデータの利活用に対する需要が高まっている一方で、個人情報の違法な取扱いにより個人の権利利益が侵害されるリスクも高まっていることを踏まえまして、個人情報の有用性の部分にも配慮しつつ、その一層の保護を図るために提案されたものとなります。

簡単に要約しますと、AI等のデジタル活用の促進の部分がまず1点、個人の権利利益の適切な保護の部分、こちらが1点。この2点に関して、主に明記した改正となっております。

具体的には、デジタル活用の促進の部分に関しては、改正内容の1の内容として、統計等の作成を行う第三者に個人情報を提供する場合等について、本人の同意を不要とする等の措置を講じる改

正などが示されております。

個人の権利利益の適切な保護の部分では、改正内容の２から４の内容として、身体の一部の特徴に係る情報が含まれている個人情報等について、違法な取扱い等がなくとも本人による利用停止等の請求を可能とする改正ですとか、個人情報の違法な取扱い等によって財産上の利益を得た場合に個人情報保護委員会が課徴金納付を命ずる制度を設ける改正などが示されております。

現状では、まだ詳細の部分については確定しておらず、具体的な改正案等も示されておきませんが、いずれにしても、今後、正式な改正案等が示され、朝霞市の例規の改正の必要性等がございましたら、本委員会でお伝えしてまいりますので、その際はよろしくお願いいたします。

２点目については、以上となります。

「その他」については、以上となります。

○丸山会長

ありがとうございます。

ただいまの（６）「その他」について、委員の皆さんの方から質問等はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

事務局、お願いします。

○事務局・鈴木課長

私の方から、市で行っている取組について一つ御説明します。

今、ＡＩ等のデジタル活用の促進というようなことがあったのですが、令和８年度市政方針の中で、重点事項の一つとしてデジタル化の推進がございます。この中で、市の業務では、生成ＡＩの導入により業務の効率化を図るとしております。

生成ＡＩを使用した際の入出力データは、組織的に共有をした場合は、情報公開の条例で規定されている電磁的記録に該当すると考えられますから、現在、デジタル推進課が中心となって、該当法令に遵守すること、個人情報保護法や朝霞市の情報公開条例など、また、指示文、プロンプトと呼ばれるものなのですが、入力時のルールなどについて今、検討しているところでございます。

補足となりますが、以上でございます。

○丸山会長

ありがとうございます。

委員の皆様から質問等がございましたら。

今のＡＩの件について質問して大丈夫ですか。

私から質問させていただきたいのですが、データを入力、学習させるときに、外部に出て行くという理解になるか、独自に生成ＡＩを作るという話だったらそうなのですが、恐らく、どこかの生成ＡＩの会社と契約をして、カスタマイズするのかもしれないのですが、その学習させるデータ

は、外に出るのか出ないのかというところについては、どうなっているんですか。

○事務局・鈴木課長

生成ＡＩサービスについては、外部委託になるのですが、組織の中で使う生成ＡＩのものは、ただで使うものです。

○丸山会長

分かりました。ありがとうございます。

そのほか、よろしいでしょうか。

では、ありがとうございます。本日の議題については、全て終了いたしました。

◎４ 事務連絡

○丸山会長

次に、次第の４、「事務連絡」について、事務局からお願いいたします。

○事務局・鈴木課長

令和６年１１月から２年間にわたりまして、様々な情報公開・個人情報の保護に関する課題について御審議いただきました。委員の皆様の任期は、令和８年１１月２５日となっておりまして、臨時の案件が発生しない場合は、現在の委員の皆様の審議会は、本日をもって終了となります。

今のところ、個人情報保護法に関して条例改正等も予定しておりませんので、今回をもって終了になる予定でございます。２年間にわたりまして、御尽力いただきましたことに、この場をお借りいたしまして御礼を申し上げます。

事務局といたしましても、本市の市政運営が更に開かれたものとなりますよう、情報公開制度の充実、また、個人情報保護の推進に今後とも最善を尽くしてまいります。

委員の皆様におかれましては、今後も情報公開制度と個人情報保護制度の適正な運営のため、お力添えをいただきますようお願い申し上げまして、御挨拶とさせていただきます。

議員選出の皆様には、引き続きお願いいたします。

皆様、２年間ありがとうございました。

◎５ 閉会

○丸山会長

それでは、以上をもって、令和８年度第１回朝霞市情報公開・個人情報保護審議会を閉会いたします。

どうもありがとうございました。